

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示**

令和8年2月20日
庄内川河川事務所長 鈴木 高

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、庄内川河川事務所サイクルポート設置管理に関する公示である。

庄内川河川事務所の敷地にシェアサイクルポート5台の設置管理を求めるものである。

よって、本件は、当事務所の求める設置条件を満たす者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、本件の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、公募による競争にて調達を実施するものとする。

2. 概要

- (1) 件名 庄内川河川事務所サイクルポート設置管理
- (2) 設置位置 庄内川河川事務所敷地
なお、設置位置は別図を参照のこと。
- (3) 内容 庄内川河川事務所敷地内にてシェアサイクルのサイクルポート設置管理を行うこと。
なお、詳細は別添資料「公示説明書」参照のこと。
- (4) 設置期間 令和8年3月2日～令和8年5月29日までの間に設置管理を開始し、それ以降令和12年3月31日までの間

3. 応募要件

(1)基本的要件

- ①国税及び地方税を完納していること。
- ②法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ③役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者

に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑦暴力団又は暴力団員及び③から⑥までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2)設置に関する要件

- ①庄内川河川事務所敷地内（別紙位置図等を参照）にサイクルポートを5台設置が可能であること。
- ②令和8年3月2日～令和8年5月29日までの間に設置管理を開始し、それ以降令和12年3月31日まで設置管理が可能であること。
- ③設置にあたり、国有財産の使用許可を得ること。
- ④使用面積に応じた国有財産使用料を納めることが可能であること。ただし、当事務所が定めた最低使用料以上に限る。
最低使用料：サイクルポート5台分（5.814㎡）あたり1月2,251円
なお、国有財産使用料は年度ごとにまとめて納付する。また、使用料は年度ごとに改定される。
- ⑤サイクルポート設置のための工事が原則不要であり、原状回復が容易であること。
- ⑥利用状況の遠隔管理、各ポート巡回などサービス体制が確保されていること。なお、近隣住民や利用者からの苦情等がある場合に管理者として対応すること。
- ⑦庄内川河川事務所をサービスエリア範囲内とするシェアサイクル事業の実績があること。
- ⑧名古屋市営地下鉄黒川駅及び名古屋市営地下鉄庄内通駅の近隣（300m以内）にサイクルポートを有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒462-0052 名古屋市北区福德町5丁目52番地

庄内川河川事務所 経理課

電話：914-6712、メールアドレス cbr-keishona@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和8年2月20日（金）から令和8年3月9日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から16時00分まで）

交付場所：上記(1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年3月9日（月） 16時00分

提出場所：上記(1)に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和8年3月4日（水） 16時00分

提出場所：上記(1)に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日：令和8年3月6日（金）に庄内川河川事務所1階ロビーにおいて閲覧に付し、質問者には電子メールにより回答する。

(6) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和8年3月11日（水）

通知方法：電子メールによる。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(3) 詳細は別添資料「公示説明書」による。

庄内川河川事務所サイクルポート設置管理に関する公示説明書

1. 招請の概要

本件は、庄内川河川事務所サイクルポート設置管理に関する公示に関する説明書である。

庄内川河川事務所の敷地にシェアサイクルポート5台の設置管理を求めるものである。

よって、本件は、当事務所の求める設置条件を満たす者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、本件の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、「特定予定者」を庄内川河川事務所サイクルポート設置管理受注予定者とする。

2. 概要

- (1) 件名 庄内川河川事務所サイクルポート設置管理
- (2) 施工範囲 庄内川河川事務所敷地
なお、設置位置は別図を参照のこと。
- (3) 内容 庄内川河川事務所敷地内にてシェアサイクルのサイクルポート設置管理を行うこと。
- (4) 設置期間 令和8年3月2日～令和8年5月29日までの間に設置管理を開始し、それ以降令和12年3月31日までの間

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 国税及び地方税を完納していること。
- ② 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑦暴力団又は暴力団員及び③から⑥までに定める者までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 設置に関する要件

- ①庄内川河川事務所敷地内（別紙位置図等を参照）にサイクルポートを5台設置が可能であること。
- ②令和8年3月2日～令和8年5月29日までの間に設置管理を開始し、それ以降令和12年3月31日まで設置管理が可能であること。
- ③設置にあたり、国有財産の使用許可を得ること。
- ④使用面積に応じた国有財産使用料を納めることが可能であること。ただし、当事務所が定めた最低使用料以上に限る。
最低使用料：サイクルポート5台分（5.814㎡）あたり1月2,251円
なお、国有財産使用料は年度ごとにまとめて納付する。また、使用料は年度ごとに改定される。
- ⑤サイクルポート設置のための工事が原則不要であり、原状回復が容易であること。
- ⑥利用状況の遠隔管理、各ポート巡回などサービス体制が確保されていること。なお、近隣住民や利用者からの苦情等がある場合に管理者として対応すること。
- ⑦庄内川河川事務所をサービスエリア範囲内とするシェアサイクル事業の実績があること。
- ⑧名古屋市営地下鉄黒川駅及び名古屋市営地下鉄庄内通駅の近隣（300m以内）にサイクルポートを有すること。

4. 担当部局

(1) 担当部局

契約関係

〒462-0052 名古屋市北区福德町5丁目5番地

庄内川河川事務所 経理課

電話：914-6712、メールアドレス cbr-keishona@mlit.go.jp

5. 参加意思確認書の作成方法、提出方法、提出先及び提出期限

次に従い参加意思確認書を提出しなければならない。

(1) 参加意思確認書の作成方法

参加意思確認書の様式は、様式-1～3（A4判）に示されるとおりとする。文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加意思確認書の提出方法

電子メール（着信確認をすること）にて、上記4.（1）の提出先に提出するものとする。

(3) 参加意思確認書の提出先

4. (1) に同じ。

(4) 参加意思確認書の提出期限

提出期限：令和8年3月 9日（月） 16時00分

6. 説明書についての質問の受付及び回答

説明書に関して質問がある場合は、次に従い書面により提出するものとする。

(1) 質問の提出方法

文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子メール（着信確認を行うこと）で送付すること。

(2) 質問の提出先

4. (1) に同じ。

(3) 質問の提出期限

受付期限：令和8年3月4日（水） 16時00分までに必着とする。

(4) 質問の回答方法

回答日：令和8年3月6日（金）に庄内川河川事務所1階ロビーにおいて閲覧に付し、質問者には電子メールにより回答する。

7. 審査結果の通知

応募要件を満たす者に対しては、その旨と公募による競争に移行することを令和8年3月11日（水）までに通知する。

8. 応募要件を満たさないと判定された理由に関する事項

(1) 参加意思確認書を提出した者のうち、応募要件を満たさないと判定された者に対しては、判定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）をもって通知する

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録に残るものに限る。）することにより、非判定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めたものに対して書面により行う。

(4) 非判定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下の通りである。

①受付場所

4. (1)に同じ

②受付時間

土曜日、日曜日及び休日を除く 9時15分から17時15分まで。

9. その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。

(2) 参加意思確認書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- (3) 参加意思確認書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とする。
- (4) 提出された参加意思確認書は返却しない。なお、提出された参加意思確認書は、企画提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 参加意思確認書の提出後において、原則として参加意思確認書に記載された内容の変更を認めない。

(様式－１)

参加意思確認書

令和 年 月 日

庄内川河川事務所長
鈴木 高 殿

提出者) 住 所
電話番号
会社名 ○○○○○○
代表者 役職名 氏名
作成者) 担当部署
氏 名
E-mail

令和 8 年 2 月 2 0 日付けで公示がありました庄内川河川事務所サイクルポート設置管理に関する参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示について応募したく、参加意思確認書を提出します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当するものでないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約する。

(様式－２)

令和 年 月 日

庄内川河川事務所長
鈴木 高 殿

住 所
会社名 ○○○○○○
代表者 役職名 氏名

庄内川河川事務所サイクルポート設置管理 参加意思確認資料

連絡先) 所属
役職
氏名
E-mail

令和 8 年 2 月 2 0 日付けで公示がありました庄内川河川事務所サイクルポート設置管理に関する参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認資料を別紙のとおり提出します。

企業の実績等

- ① 庄内川河川事務所をサービスエリア範囲内とするシェアサイクル事業の実績
(企業HPの該当ページのPDF等わかるものを添付。)
- ② 名古屋市営地下鉄黒川駅及び名古屋市営地下鉄庄内通駅の近隣(300m以内)にサイクルポートを有することがわかるサイクルポートのマップ
(企業HPの該当ページのPDF等わかるものを添付。)
- ③ 国有財産使用料を納めることが可能であることがわかる資料
(契約書写し等オーナーに土地使用料支払い実績がわかるものを添付。)
- ④ サービス体制等がわかるもの
(企業HPの該当ページのPDF等わかるものを添付。)

※実績等を確認できる資料を添付すること。

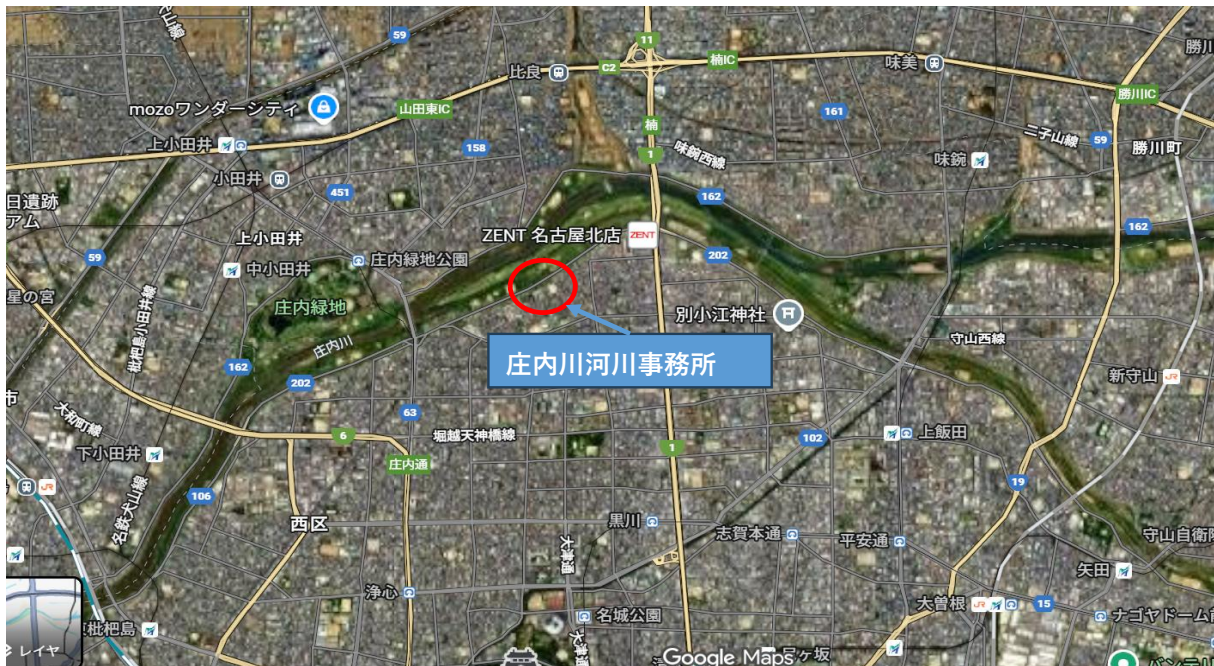
なお、確認できる部分の抜粋でよい。個人情報等は黒塗りすること。

各資料に、①～④の番号を付すこと。

別図

- ・中部地方整備局 庄内川河川事務所
〒462-0052名古屋市北区福德町5丁目5番地

位置図



拡大図



サイクルポート設置位置
占有面積
3,420mm × 1,700mm